

貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(貸付条件の揭示)</p> <p>第十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十四条第五号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(貸付条件の広告)</p> <p>第十二条 法第十五条第三号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、法第十五条各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(貸付けに係る契約についての書面の交付)</p> | <p>(貸付条件の揭示)</p> <p>第十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十四条第四号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(貸付条件の広告)</p> <p>第十二条 法第十五条に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、法第十五条に規定する事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(貸付けに係る契約についての書面の交付)</p> |

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 四 (略)

2 (略)

(保証契約についての書面の交付)

第十四条

1 (略)

2 法第十七条第二項第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

3 法第十七条二項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者とする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならぬ。

一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十七条第二項第一号から第三号まで及び第六号、第一項第一号イからハまで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項

二 (略)

4 7 (略)

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 四 (略)

2 (略)

(保証契約についての書面の交付)

第十四条

1 (略)

2 法第十七条第二項第六号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

3 法第十七条二項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者とする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならぬ。

一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十七条第二項第一号から第三号まで、第一項第一号イからハまで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項

二 (略)

4 7 (略)

(帳簿の備付け)

第十六条 法第十九条に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項第四号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ及びト(手形の割引及び売渡担保並びにこれらの媒介にあつては、イに限る。))に掲げる事項を除く。

二(五) (略)

六 日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 貸付けの相手方が主として営む業種

ロ 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数

ハ 返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日

2・3 (略)

(委任状の記載事項)

第十八条 法第二十条に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項各号(第三号、第四号、第八号及び第九号を除く。))に掲げる事項

二・三 (略)

(帳簿の備付け)

第十六条 法第十九条に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ及びト(手形の割引及び売渡担保並びにこれらの媒介にあつては、イに限る。))に掲げる事項を除く。

二(五) (略)

(新設)

2・3 (略)

(委任状の記載事項)

第十八条 法第二十条に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項各号(第三号、第四号及び第八号を除く。))に掲げる事項

二・三 (略)

(譲り受けた債権についての書面の交付)

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第九号に規定する総理府令で定める事項は、第十三條第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 (略)

3 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四條第二項各号に掲げる事項とする。

4 6 (略)

(債権譲渡後の委任状の記載事項)

第二十四條 法第二十四條第二項において準用する法第二十条に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項各号(第三号(貸付けの金額に限る。)、第四号、第八号及び第九号を除く。)に掲げる事項

二・三 (略)

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六條の三 法第二十四條の二第二項において準用する法第十七條第一項第九号に規定する総理府令で定める事項は、第十三條第一項第一号

(譲り受けた債権についての書面の交付)

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、第十三條第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 (略)

3 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第六号に規定する総理府令で定める事項は、第十四條第二項各号に掲げる事項とする。

4 6 (略)

(債権譲渡後の委任状の記載事項)

第二十四條 法第二十四條第二項において準用する法第二十条に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項各号(第三号(貸付けの金額に限る。)、第四号及び第八号を除く。)に掲げる事項

二・三 (略)

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六條の三 法第二十四條の二第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、第十三條第一項第一号

及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する総理府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する総理府令で定める事項は、第十三条第一項第一

及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第六号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第六号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、第十三条第一項第一

号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する総理府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第六号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第六号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4～6 (略)

改 正 案

現 行

別紙様式第7号（法第23条・施行規則第20条関係）

別紙様式第7号（法第23条・施行規則第20条関係）

| | |
|---------------------------|---|
| | 30〔6〕cm以上 |
| 25 〔5〕 cm 以 上 | 貸 金 業 者 登 録 票 登 録 番 号 財 務 (支) 局 長 () 第 号 (都 道 府 県 知 事) 登 録 有 効 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日 (貸 金 業 者 の 商 号 、 名 称 又 は 氏 名) |

| | |
|---------------------------|---|
| | 30〔6〕cm以上 |
| 25 〔5〕 cm 以 上 | 貸 金 業 者 登 録 票 登 録 番 号 財 務 (支) 局 長 () 第 号 (都 道 府 県 知 事) 登 録 有 効 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日 (貸 金 業 者 の 商 号 、 名 称 又 は 氏 名) |

- 備考 1 〔 〕内は、営業所等が設備である場合の大きさである。
- 2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
- 3 貸金業協会会員である場合にあつては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。
- 4 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人 氏名）と記載すること。

- 備考 1 〔 〕内は、営業所等が設備である場合の大きさである。
- 2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
- 3 貸金業協会会員である場合にあつては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。
- 4 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人 氏名）と記載すること。

5 日賦貸金業者である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の上に
「日賦貸金業者」と記載すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第一一二号）の施行の日（平成十三年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則第十六条第一項第六号に規定する事項については、施行日以後に締結する貸付けに係る契約について適用する。